

県北広域振興局長告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年1月30日

県北広域振興局長 高橋 信

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市旭町第7地割134番5、140番2、140番6、140番7、145番3、145番4、145番5、134番2の一部、140番5の一部及び149番12の一部並びに140番5地先認定外水路の一部及び149番12地先認定外水路の一部	102.14	4.00～6.00	平成27年1月9日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。